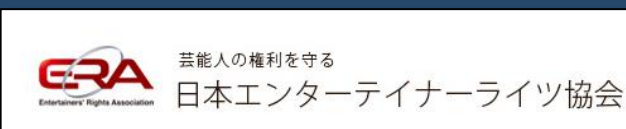


誹謗中傷・ハラスメントによる 芸能従事者の精神的ストレスについて



共同代表理事 **佐藤 大和**
レイ法律事務所代表弁護士・芸能法務研究者

自己紹介



芸能人の権利を守る

日本エンターテイナーライツ協会

発起人及び共同代表理事

レイ法律事務所 代表弁護士

佐藤 大和

群馬県「インターネット上の誹謗中傷被害者支援条例の検討に係る有識者会議」構成員
文化庁「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」委員

木村響子氏とともに、インターネット上の誹謗中傷について厳罰化を求める活動に尽力

2022年6月13日
インターネット上の誹謗中傷への
侮辱罪厳罰化

地位保全等仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件
(東京高裁令和2年7月10日)

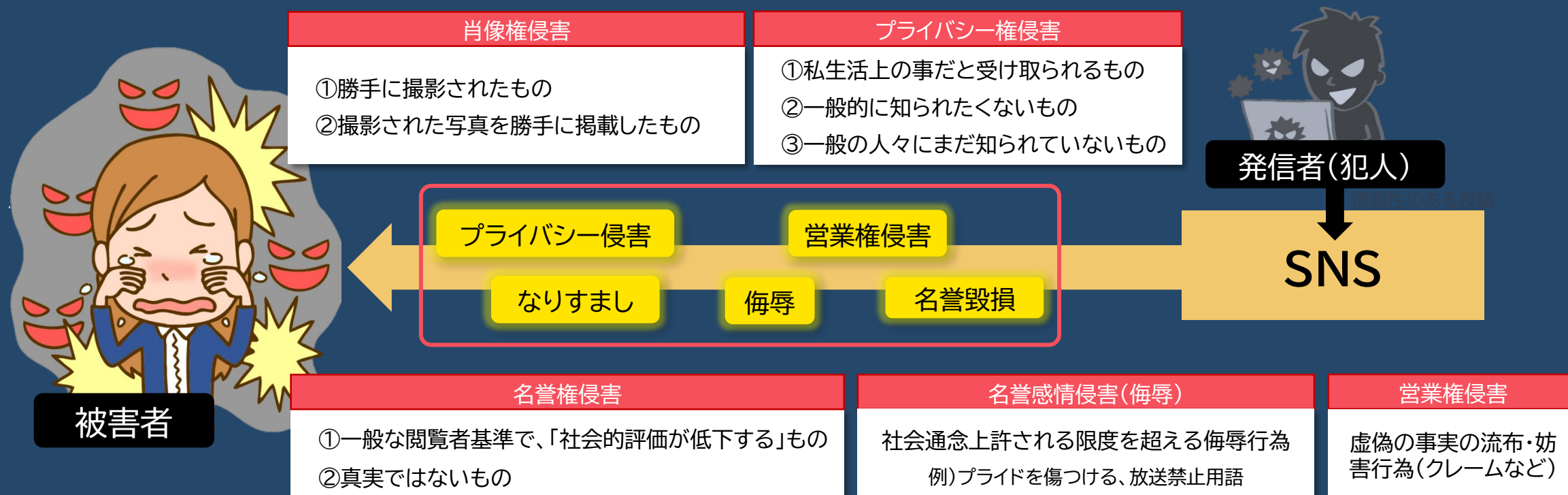
アーティスト側の代理人として、芸能事務所側からの妨害行為に対し、アーティストには芸名に関するパブリシティ権が帰属し、事務所側には永続的利用権が認められないとして逆転勝訴決定

芸能事務所による誹謗中傷事件
(東京地裁令和4年4月28日)

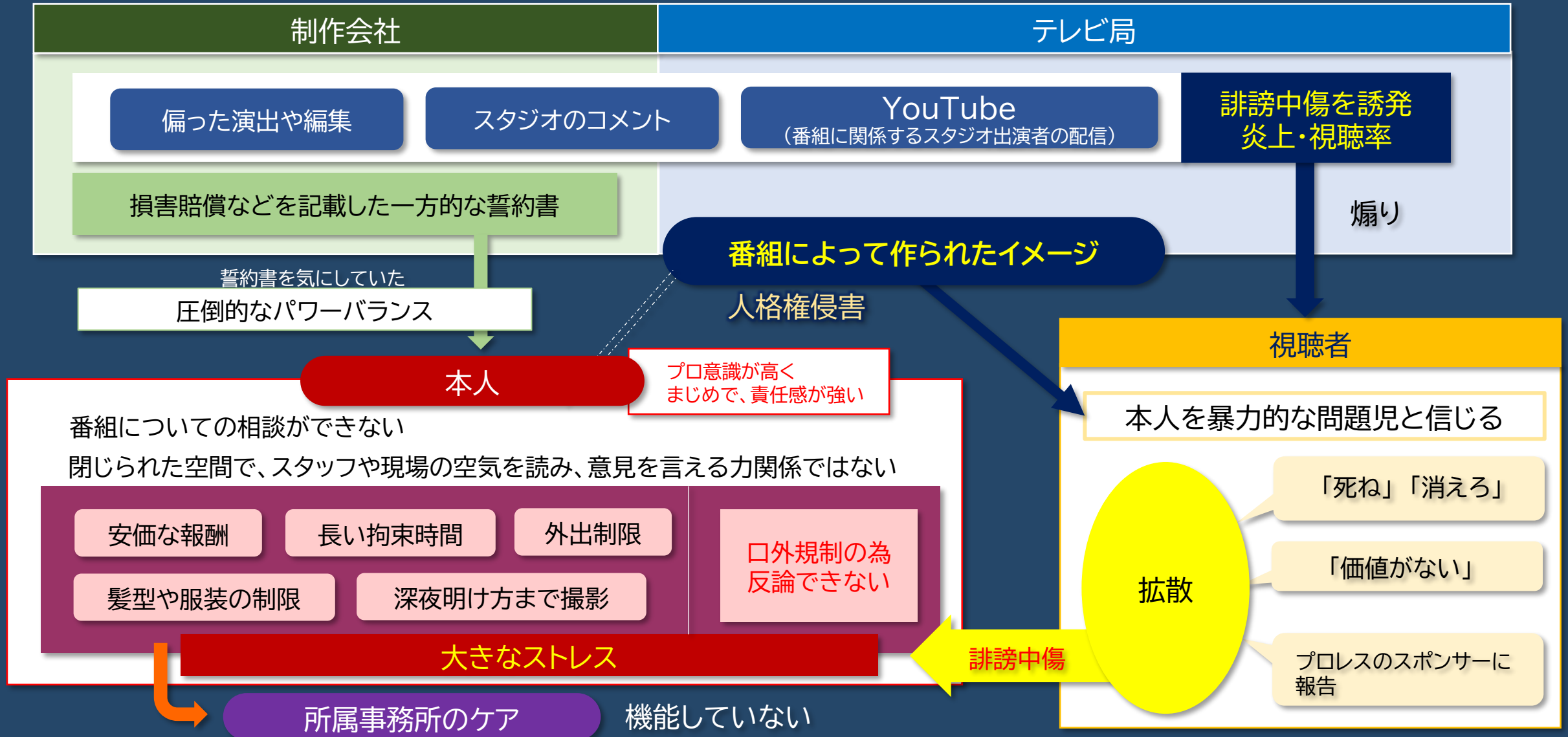
アーティストらの営業権を侵害したとして、勝訴判決

日本労働研究雑誌掲載「芸能人の労働者性 佐藤大和(2021【特別号】)」	(2021/01/18)
商事法務掲載「来場または観覧を伴う会場や店舗におけるコロナ対応」	(2020/08/19)
商事法務掲載「企業における炎上時対応(メディア戦略法務)」	(2020/04/06)
商事法務掲載「企業におけるフリーランスとの契約(上)」	(2019/11/13)
商事法務掲載「企業におけるフリーランスとの契約(下)」	(2019/11/14)

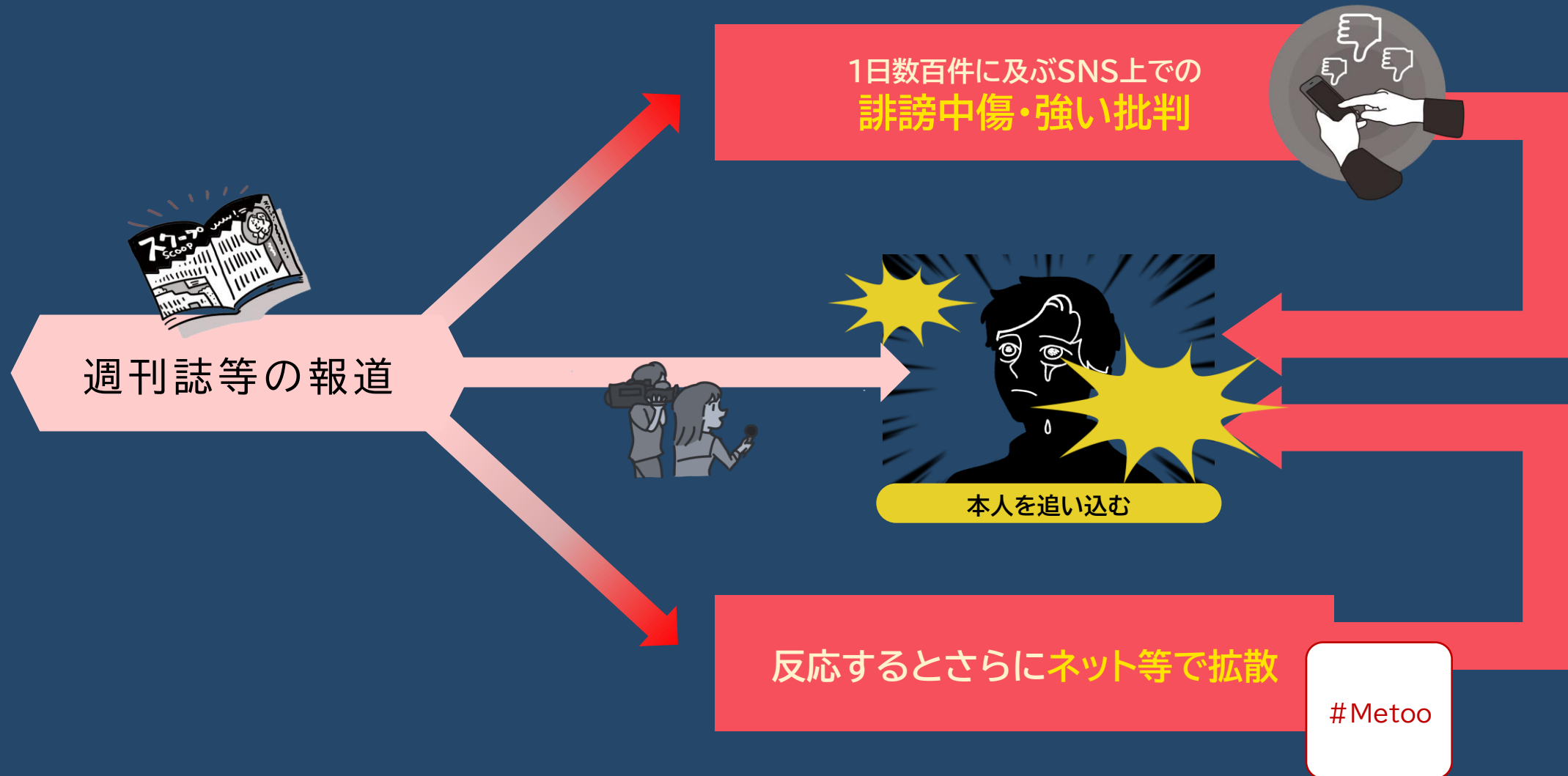
誹謗中傷の種類



リアリティー番組出演による誹謗中傷



報道やMetoo運動による誹謗中傷



その他の誹謗中傷による被害



大手配信会社

記事拡散により、名誉毀損、プライバシー侵害、真偽不明なゴシップレベルの記事等が拡散し、被害が深刻化している実態がある



ヤフーコメント

原則として、ネガティブなコメントや誹謗中傷となるコメントが多く、それにより芸能人の精神状況やモチベーションに大きく影響している実態がある

炎上社会になっている



出演等に対するクレームで実演家の活動妨害

出演自体がなくなり、精神的に追い込まれるケースも

インターネット上での暴露行為が深刻化



「ネットタトゥー」になり、著名人の活動に著しい支障へ

SNS上の誹謗中傷・炎上の怖さ

インターネットやSNSの発達による
誹謗中傷の深刻化

名誉毀損

プライバシー侵害

ネット上に掲載されると

被害者の名誉やプライバシーは **将来にわたり破壊される**

事後救済だけでは **被害回復が非常に難しい**



SNSで誹謗中傷する人の3タイプ

このタイプは、誹謗中傷を続けるため、非常に厄介

1 攻撃・炎上を楽しむタイプ



炎上している箇所に群れ集まり
意図的に炎上をさらにあおる

落ち着くまで誹謗中傷を
繰り返す

2 正義感で書き込むタイプ



自分たちが正義だと思いこ
んでいる

報道された情報を疑わずに
信じる

炎上している人が悪

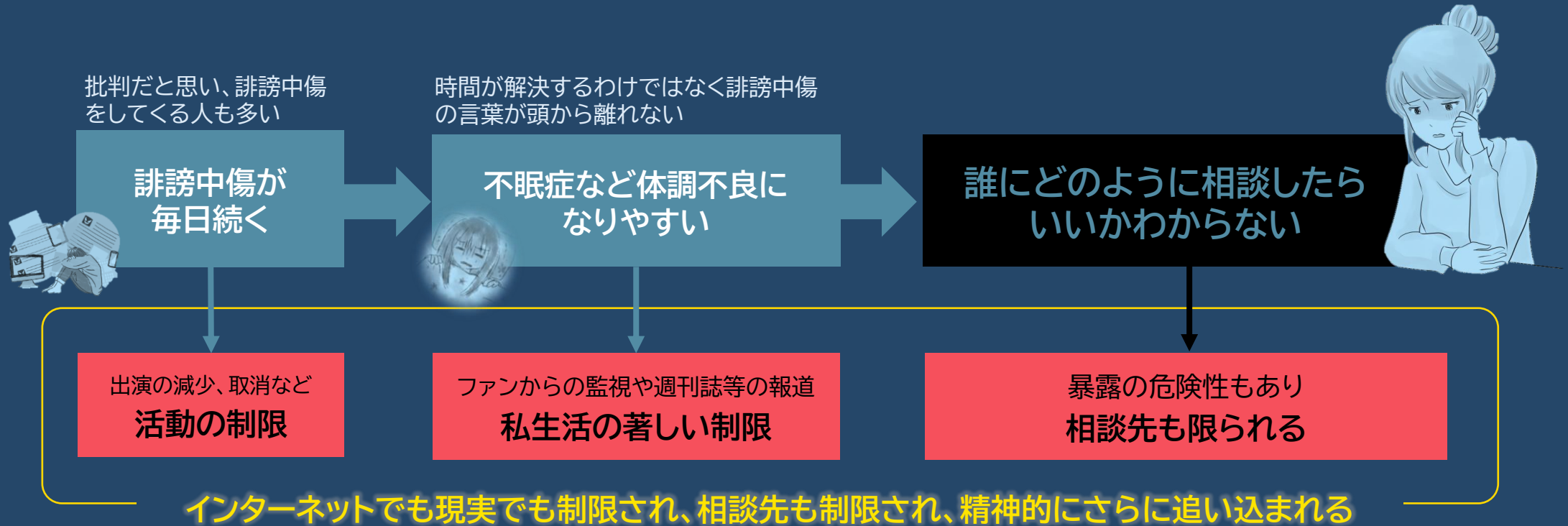
3 感情的に批判するタイプ



中傷コメントを本人は見ない
気にしないと思っている

誹謗中傷、批判、意見・感想の
区別をせずに感情的に書き込
む

誹謗中傷を受けた実演家の気持ち



誹謗中傷は、戦えば戦うほど、限りなく続き、
実演家の活動に大きな支障が生じる

誹謗中傷を受けた実演家の気持ち

多方面から誹謗中傷されて
被害も拡大
適切な判断が困難に



気にしなくていい

注意

被害者を励ます言葉が
さらに絶望につながる
ことを覚えておく

被害を止めるために
動きたくなる
(対応したくなる)



対応しない方が良い

見ない方が良い



周りの行動の遅さに
いらだちを覚える



時間が経てば落ち着く

注意

時間が経てば落ち着く可能性
はあるが、被害者にとって一度
傷付けられた名誉や信用の回
復は困難であることがほとんど

私の気持ちを
わかってくれない

誰も
助けてくれない

絶望

誹謗中傷の被害者に対するケアで大事なこと

被害者が陥りやすい状況

不眠症や体調不良になりやすい

時間が解決するわけではなく
誹謗中傷の言葉が頭から離れない

多方面から誹謗中傷されて被害も拡大
適切な判断が困難に

被害を止めるために動きたくなる
(対応したくなる)

周りの行動の遅さにいらだちを覚える

絶望

誹謗中傷の被害者のケアで大事なこと①

カウンセラー・精神科医
の診断を勧める



誹謗中傷の被害者のケアで大事なこと②

同時に、一緒に行動する

SNSの監視

証拠保存

専門家を探す

など



マネジメント事務所、放送局及び制作会社に求められる安全配慮義務

マネジメント事務所、放送局及び制作会社に求められる義務

1

出演者の実演に内在した
危険性に応じた**安全配慮義務**

2

出演者に生じるストレスに対して
適切なケアをすること



番組への変化

①視聴者は、SNSに
番組の感想を投稿する
者が非常に多く、出演者
らの言動がインターネット上
で「炎上」する事態もあること

②海外では、リアリティショー
の出演者等が自殺に至った
事例が多いこと

SNSの変化

近年におけるSNSの発達により、出演者は、直接的かつ強烈
に視聴者からの批評、批判を受ける事態となっており、出演
者のストレス、負荷はより一層大きいものとなっている

海外の制作会社の注意義務

恋愛リアリティショーにおける海外の制作会社の注意義務(イギリス) 放送・通信の監督機関Ofcom

<放送規定>

放送局側には出演者にケアを提供し、不必要な極度の不安や懸念を避けるようにするなどの義務がある

番組が屈辱、極度の不安、あるいは尊厳を踏みにじる 暴力行為を取り扱う時、こうした状況を防ぐようにする責任もある

放送局側が放送前・中・後の過程で未成年者を保護するために詳細なガイダンスを作成する

出演者が不公平な紹介のされ方をしたあるいはプライバシーを侵害されたと思った場合にこれに抗議する権利もあるようにする

これでも不十分とされ、追加して、以下の提言もされている

①

放送局側が番組参加者に対し、参加することでどのような損害を被る可能性があり、どのような負の影響が出るかなどについて説明し、これに十分な同意を得ること

②

放送局側が「傷つきやすい人々」及び参加することで損害を被るリスクがある人々に対し、十分なケアを提供すること



ご清聴ありがとうございました



芸能人の権利を守る

日本エンターテイナーライツ協会

共同代表理事 **佐藤 大和**

レイ法律事務所代表弁護士・芸能法務研究者